

# 本省災害査定官による災害緊急調査

被災地における災害復旧をより迅速に実施するため、  
経験豊富な本省災害査定官が災害緊急調査を実施し、地方公共団体を支援

## 災害緊急調査

- ◆ 大規模な災害の復旧方針を樹立することを主目的
- ◆ 被災県等からの要請や防災課が必要と判断した場合に実施(災害査定官が調査官)

### 【支援の内容】主に県事業を対象

- 被災状況の迅速な把握
- 公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の指導

### ※災害緊急調査派遣の依頼にあたって

- ・公共土木施設の被災状況が判明した時点で、速やかに派遣依頼の検討をお願いします。
- ・依頼時の資料は調査希望箇所の位置図と写真のみ。
- ・別途、調査行程や、相談したい内容・懸案となる事項を調整させていただきます。

依頼 連絡先 防災課 災害査定官(事業) マイクロ35-752  
審査係 マイクロ35-753

年度	調査対象 都道府県 ( )内は複数回・複数班による実施回数
平成24年度	大分県
平成25年度	東京都、山口県(2)、島根県(2)、山形県、福井県、岩手県
平成26年度	長野県
平成27年度	福島県、栃木県、茨城県
平成28年度	熊本県(3)、大分県(2)、岩手県(2)、北海道(2)
平成29年度	福岡県(4)、大分県(6)、秋田県(3)
平成30年度	秋田県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、愛媛県、福岡県、北海道
平成31年度 令和元年度	鹿児島県、佐賀県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、長野県
令和2年度	熊本県、鹿児島県、大分県
令和3年度	鹿児島県、静岡県、長野県
令和4年度	山形県、青森県、宮崎県(2)、静岡県、熊本県